

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども子育て支援ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
保有個人情報等管理責任者	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課長、保育第1課長、保育第2課長、幼児教育担当課長、各区役所児童家庭課長
個人情報ファイルの利用目的	保育料納付義務者の情報管理
記録項目	別紙参照
記録範囲	保育料納付義務者及びその親族
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	7万人
記録情報の収集方法	本人からの申し出、保育所等入所の申請、法に基づく照会
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	-
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
	(所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無し
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【識別情報】

1個人番号、2個人番号対応符号、3その他識別情報(内部番号)

### 【資格関連情報】

1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5宛名コード、6住民区分、7住民となった日、8電話番号、9送付先、10連絡先、11口座情報、12世帯構成情報、13手帳情報(身障、療育、精神)、14生活保護受給情報・所得情報、15課税情報、16認定番号、17認定区分、18認定開始日、19認定終了日、20入所保育所名、21入所日、22クラス年齢、23保育料決定情報、24障害情報(児童・世帯員)、25アレルギー情報、26食事制限情報、27保護者就労情報(勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号)、28出産予定日

### 【債権関連情報】

1宛名コード、2調停情報、3収納情報、4口座振替情報、5過誤納情報、6還付充当情報、7滞納管理情報、8処分管理情報

### 【認可・確認関連情報】

1代表者(氏名、生年月日、電話番号、住所)、2施設管理者情報(氏名、生年月日、年齢、電話番号、住所)

### 【請求関連情報】

1認定番号、2対象児童情報(宛名コード、氏名、生年月日)、3認定区分、4年齢区分、5保護者情報(宛名コード、氏名)、6利用者負担区分、7入所年月日、8退所年月日、9公定価格(上限月額、基準額、加算額)、10地方単独分単価、11請求金額、12支給金額、13利用者負担額

### 【申請管理システム関連情報】

1署名データ、2署名用電子証明書、3電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別)、4シリアル番号紐付ファイル(シリアル番号、宛名番号、削除フラグ、登録ユーザID、登録ユーザ名称、登録日時、更新ユーザID、更新ユーザ名称、更新日時、排他キー)、5点検完了資料情報ファイル(親フォルダID、フォルダID、資料ID、帳票グループID、帳票種別ID、イメージファイル名称、イメージファイルパス、予備項目文字列1、予備項目文字列2、予備項目文字列3、予備項目文字列4、予備項目文字列5、予備項目文字列6、予備項目文字列7、予備項目文字列8、予備項目文字列9、予備項目文字列10、《サービス検索・電子申請機能の申請書様式において、申請者に記載を求める項目のうち、帳票定義ワークシートにおいて外部システム出力対象とした項目を追記してください。》)、6申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、電話番号(連絡先)、メールアドレス(連絡先)、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、郵便番号、現住所、申請者電話番号、FAX番号、国籍、《サービス検索・電子申請機能の申請書様式において、申請者に記載を求める項目を追記してください。》)

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	保育情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
保有個人情報等管理責任者	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課長、保育第1課長、保育第2課長、幼児教育担当課長、各区役所児童家庭課長
個人情報ファイルの利用目的	保育所入所の申込み及び保育所入所児童の情報管理
記録項目	別紙参照
記録範囲	保育所入所児童及びその親族
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	18万人
記録情報の収集方法	随時、本人から保育所入所等の申請による
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	市立学校に在籍する生徒及び保育施設に在籍する園児に対し、教育及び保育における適切な指導、配慮等を行うためには、生徒、園児等の健康に関する情報、家庭環境における情報等、要配慮個人情報を保有することが必要な場合がある。
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
	(所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【識別情報】**

1個人番号                      2個人番号対応符号              3その他識別情報(内部番号)

**【資格関連情報】**

1氏名                      2生年月日                      3性別                      4住所  
5宛名コード              6住民区分                      7住民となった日              8電話番号  
9送付先                      10連絡先                      11口座情報                      12世帯構成情報  
13手帳情報(身障、療育、精神)      14生活保護受給情報      15所得情報  
16課税情報                      17認定番号                      18認定区分  
19認定開始日                      20認定終了日                      21入所保育所名                      22入所日  
23クラス年齢                      24保育料決定情報                      25障害情報(児童・世帯員)  
26アレルギー情報                      27食事制限情報  
28保護者就労情報(勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号)  
29出産予定日

**【認可・確認関連情報】**

1代表者(氏名、生年月日、電話番号、住所)  
2施設管理者情報(氏名、生年月日、年齢、電話番号、住所)

**【請求関連情報】**

1認定番号                      2対象児童情報(宛名コード、氏名、生年月日)  
3認定区分                      4年齢区分  
5保護者情報(宛名コード、氏名)                      6利用者負担区分(副食費徴収免除)  
7入所年月日                      8退所年月日                      9公定価格(上限月額)  
10地方単独分単価(基本単価・加算単価)                      11請求金額  
12支給金額

**【申請管理システム関連情報】**

1署名データ、2署名用電子証明書、3電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別)、4シリアル番号紐付ファイル(シリアル番号、宛名番号、削除フラグ、登録ユーザID、登録ユーザ名称、登録日時、更新ユーザID、更新ユーザ名称、更新日時、排他キー)、5点検完了資料情報ファイル(親フォルダID、フォルダID、資料ID、帳票グループID、帳票種別ID、イメージファイル名称、イメージファイルパス、予備項目文字列1、予備項目文字列2、予備項目文字列3、予備項目文字列4、予備項目文字列5、予備項目文字列6、予備項目文字列7、予備項目文字列8、予備項目文字列9、予備項目文字列10、《サービス検索・電子申請機能の申請書様式において、申請者に記載を求める項目のうち、帳票定義ワークシートにおいて外部システム出力対象とした項目を追記してください。》)、6申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、電話番号(連絡先)、メールアドレス(連絡先)、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、郵便番号、現住所、申請者電話番号、FAX番号、国籍、《サービス検索・電子申請機能の申請書様式において、申請者に記載を求める項目を追記してください。》)

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童相談システム
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当課長、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当課長、各児童相談所長、各区役所地域支援課長、各地区健康福祉ステーション地域支援・児童家庭担当
個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法等に基づき、児童相談所及び区役所等にて児童家庭相談援助を行うために利用する
記録項目	<p>&lt;ケース基本情報&gt;  1管轄部署、2ケース番号、3相談番号、4相談有無、5受付年月日、6受理年月日、7状況区分、8児童氏名(カナ、漢字)、9通称名(カナ、漢字)、10生年月日・年齢、11性別、12住所、13学校名・所属、14主担当、15副担当、16心理担当、17保護者氏名、18保護者連絡先、19保護者勤務先名、20家族構成、21関係機関名称、22関係機関種別、23連絡先氏名、24電話番号、</p> <p>&lt;相談情報&gt;  25主訴、26相談種別、27虐待内容、28虐待者、29相談経路、30要保護児童対策地域協議会の該非、31通告者情報(氏名、住所、連絡先等)、32通告内容、33警察からの通告情報、34通告元警察署、35身柄付き通告の該非、</p> <p>&lt;調査情報&gt;  36安全確認実施年月日、37通告年月日、38安全確認実施内容、39調査記録年月日、40記録内容(問題の発生、環境、健康状態、障害の有無、生活情報等)、41出生時の状況、42乳幼児期の状況、43就学期(6歳～12歳)の状況、44青年期(13歳～18歳)の状況、45調査対象機関、46居住情報、47調査結果、</p> <p>&lt;診断情報&gt;  48診断記録年月日、49診断内容(社会診断、心理診断、医学診断)、50総合所見、51確認年月日、52確認項目(経過、子どもの様子、保護者の様子、家庭環境等)、</p> <p>&lt;判定情報&gt;  53緊急度、54重症度、55リスク項目、</p> <p>&lt;一時保護状況&gt;  56保護開始年月日、57保護終了年月日、58保護先、59保護目的、60保護所所見内容(行動記録、観察記録等)、</p> <p>&lt;援助情報&gt;  61援助年月日、62援助内容、63終結年月日、64措置先、65措置停止開始年月日、66措置停止終了年月日、67措置延長開始年月日、68措置延長終了年月日、</p> <p>&lt;支援記録&gt;  69支援年月日、70支援方法、71記録内容、</p> <p>&lt;療育手帳・特別児童扶養手当情報&gt;  72判定年月日、73等級、74次期判定月、75診断年月日、76診断書作成状況、77心理検査年月日、78検査種別、79検査項目、</p> <p>&lt;会議情報&gt;  80実施年月日、81会議種別、82提出理由、83会議内容、84決定事項、85決定年月日、</p> <p>&lt;里親情報&gt;  86里親登録番号、87相談年月日、88里親管轄部署、89適用期間、90里親氏名(カナ、漢字)、91里親生年月日、92里親性別、93里親電話番号、94所在地、95住居状況、96本籍住所、97職業、98勤務先、99職種、100健康状態、101最終学歴、102生育歴(学歴・職歴)、103資格、104収入・不動産等、105性格(長所、短所)・趣味等、106研修受講状況、107研修年月日、108里親要件、109同居家族氏名、110同居家族生年月日、111同居家族続柄、112同居家族所属等、113親族氏名、114親族生年月日、115親族性別、116親族続柄、117親族住所、</p> <p>&lt;里親申請者調査情報&gt;  118申請受付年月日、119里親登録申請に関する情報(申請動機、養育方針等)、120調査年月日、121調査者、122児童相談所長の意見、123児童福祉審議会の意見、124承認結果、125里親種別、126認定年月日、127認定取り消し年月日、128登録年月日、129登録取り消し年月日、130登録更新年月日、131要登録更新年月日</p>

記 録 範 囲	児童家庭相談援助の対象となる児童及び妊産婦、里親登録を希望する者等
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	80,000人
記録情報の収集方法	相談者・通告者・関係機関等からの情報提供、里親登録を希望する者からの申出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	児童家庭相談援助業務を実施する上で 市民等から相談等があった場合、その内容に関し、実施機関の十分な理解と適切な対応を期待して、相談者等から提供される情報に要配慮個人情報が含まれることが考えられる。児童虐待に関する相談等で適切な指導、相談援助を行うためには、児童等の健康に関する情報、家庭環境における情報等、要配慮個人情報を保有することが必要な場合がある。特定の疾患、障害等を持つ市民等に対して、各種福祉制度の受給要件を満たすかの判断を行う場合に、その申請等に当たって要配慮個人情報を保有することが必要な場合がある。
記録情報の経常的提供先	こども家庭庁、家庭裁判所、神奈川県警察本部、川崎市児童福祉審議会、里親、児童が所属する施設・機関、児童相談所等の行政機関
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)川崎市こども家庭センター (所在地)〒212-0058 川崎市幸区鹿島田1丁目21番9号
	(名称)川崎市中部児童相談所 (所在地)〒213-0013 川崎市高津区久本1丁目4番1号
	(名称)川崎市北部児童相談所 (所在地)〒214-0038 川崎市多摩区生田7丁目16番地2号
	(名称)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひとり親世帯への給付金情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親世帯への臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を行うため。
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4年齢、5性別、6宛名コード、7住民区分、8所管区、9申請種別、10申請理由、11申請年月日、12担当所管区、13受給者区分、14児童数、15振込区分、16決定年月日、17決定結果、18決定理由、19受給者番号、20請求年月、21口座種類、22金融機関名、23支店名、24口座番号、25金融機関コード、26支店コード、27口座名義、28メモ情報、29連絡先、30個人支給実績、31住民日
記 録 範 囲	ひとり親世帯への臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給対象者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	約7,000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出等
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
	(所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費助成情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長、各区役所区民サービス部保険年金課長、各支所区民センター担当課長
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等に対する医療給付
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5親族、続柄、6個人番号、7受診歴、8公的扶助、9電話番号、10口座情報、11保険情報、12給付履歴
記録範囲	ひとり親家庭等の親(養育者)と対象児童
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	約13,000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出等
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	医療費助成に必要であるため
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (1)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (2)川崎区役所保険年金課 (3)大師支所区民センター (4)田島支所区民センター (5)幸区役所保険年金課 (6)中原区役所保険年金課 (7)高津区役所保険年金課 (8)宮前区役所保険年金課 (9)多摩区役所保険年金課 (10)麻生区役所保険年金課
	(所在地) (1)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 (2)〒210-8570 川崎市川崎区東田町8 (3)〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1 (4)〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7 (5)〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1 (6)〒211-8570川崎市中原区小杉町3-245 (7)〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 (8)〒216-8570 川崎市宮前区2-20-5 (9)〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 (10)〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1
	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)



行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	小児ぜん息患者医療情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長、各区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課長、各地区健康福祉ステーション担当課長
個人情報ファイルの利用目的	小児ぜん息患者に対する医療費給付
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5親族、続柄、6受診歴、7公的扶助、8電話番号、9口座情報、10保険情報、11給付履歴
記録範囲	小児ぜん息患者及びその保護者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	約3,500人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出等
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	医療費助成のために必要であるため
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (1)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (2)川崎区役所地域ケア推進課 (3)大師地区健康福祉ステーション (4)田島地区健康福祉ステーション (5)幸区役所地域ケア推進課 (6)中原区役所地域ケア推進課 (7)高津区役所地域ケア推進課 (8)宮前区役所地域ケア推進課 (9)多摩区役所地域ケア推進課 (10)麻生区役所保地域ケア推進課
	(所在地) (1)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 (2)〒210-8570 川崎市川崎区東田町8 (3)〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1 (4)〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7 (5)〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1 (6)〒211-8570川崎市中原区小杉町3-245 (7)〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 (8)〒216-8570 川崎市宮前区2-20-5 (9)〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 (10)〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1
	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	小児医療費助成情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長、各区役所区民サービス部保険年金課長、各支所区民センター室長
個人情報ファイルの利用目的	「小児医療費助成受給資格者情報の管理」「小児医療費助成の審査及び認定」「小児医療費助成に係る給付情報の管理」等の業務を行うため。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5親族、続柄、6個人番号、7受診歴、8公的扶助、9電話番号、10口座情報、11保険情報、12給付履歴
記録範囲	小児医療証申請者、配偶者、対象小児
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	約15万人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出等
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	医療費助成に必要であるため
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (1) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課 (2) 川崎区役所保険年金課 (3) 大師支所区民センター (4) 田島支所区民センター (5) 幸区役所保険年金課 (6) 中原区役所保険年金課 (7) 高津区役所保険年金課 (8) 宮前区役所保険年金課 (9) 多摩区役所保険年金課 (10) 麻生区役所保険年金課
	(所在地) (1) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 (2) 〒210-8570 川崎市川崎区東田町8 (3) 〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1 (4) 〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7 (5) 〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1 (6) 〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245 (7) 〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 (8) 〒216-8570 川崎市宮前区2-20-5 (9) 〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 (10) 〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1
	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする 個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	(名称)子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を することができる期間	—
備	考

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長、各区児童家庭課長、各地区健康福祉ステーション所長
個人情報ファイルの利用目的	当該支援業務における情報の管理
記録項目	別紙参照
記録範囲	児童扶養手当受給者、対象児童、扶養義務者、配偶者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	約7,000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出等
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	障害の情報や子の認知の情報などを含んでいるため
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (1) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (2) 川崎区役所児童家庭課 (3) 大師地区健康福祉ステーション (4) 田島地区健康福祉ステーション (5) 幸区役所児童家庭課 (6) 中原区役所児童家庭課 (7) 高津区役所児童家庭課 (8) 宮前区役所児童家庭課 (9) 多摩区役所児童家庭課 (10) 麻生区役所児童家庭課
	(所在地) (1) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 (2) 〒210-8570 川崎市川崎区東田町8 (3) 〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1 (4) 〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7 (5) 〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1 (6) 〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245 (7) 〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 (8) 〒216-8570 川崎市宮前区2-20-5 (9) 〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 (10) 〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1
	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### [識別情報]

1個人番号

### [宛名情報]

1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5郵便番号、6住民コード、7世帯コード、8続柄、9世帯主名、10住基異動日、11住民日、12消除日、13異動年月日、14異動事由、15転入元(先)住所、16在留期間年月日、17在留終了年月日、18在留資格、19国籍、20 第30条第45規定区分、21外国人住民となった日

### [資格履歴情報]

1決定結果、2決定内容入力日、3決定年月日、4決定理由、5証書番号、6職権フラグ、7申請種別、8申請内容入力日、9申請年月日、10申請理由

### [手当資格情報]

1未支払手当支給決定結果、2未支払請求者の受給者との関係、3未支払請求者債権者宛名コード、4未支払返還の別、5年金受給区分、6当初支給開始日、7手当種別、8手当月額、9所得判定対象者、10受給者区分、11事由発生日、12住登外区分、13児童数、14実支給月額、15算定対象児童数、16災害特例該当、17子加算前額、18公的年金等停止額、19減額適用区分、20減額開始年月、21開始改定終了、22 3子以降加算額合計、23 2子加算額、24 13条の3停止額

### [手当支給要件児童]

1監護の有無、2減額開始年月、3在学終了日、4再診日、5算定対象児童内出生順、6算定対象非該当事由、7算定対象非該当日、8算定対象該当事由、9支給要件該当事由、10支給要件該当日、11支給要件発生日、12支給要件非該当事由、13支給要件非該当日、14児童宛名コード、15児童生年月日、16児童続柄、17障害有無、18生計関係、19手当障害等級、20同居別居の別、21当初支給開始日、22別居区分、23有期認定日、24養育開始日、25算定対象該当日、26有期認定事由

### [児童備考]

1認知区分、2同居区分、3交際解消年月(以上、未婚情報)、4遺棄区分、5別居時期(以上、遺棄情報)、6児童宛名コード、7父宛名コード、8父障害コード、9父の状況、10父の状況終了年月日、11父の生年月日、12父名称、13母宛名コード、14母障害コード、15母の状況、16母の状況終了年月日、17母の生年月日、18母名称、19メモ欄

### [福祉世帯]

1本人宛名コード、2本人から見た続柄、3福祉世帯員宛名コード、4非該当日、5受給者との関係、6該当日

### [受給年金情報]

1年金分類、2年金種類、3記号番号、4障害等級、5照会先コード、6照会年月日、7受給開始年月日、8受給終了年月日、9停止開始年月日、10停止終了年月日、11年度、12届出、13改定年月、14本人対象、15児童対象、16加算対象、17職権年金照会、18世帯年金月額、19世帯年金月額、20本人年金月額、21本人年金月額、22提出年月日

### [送付先マスタ]

1送付先郵便番号1～2、2送付先住所1～2、3送付先カナ氏名、4送付先氏名、5送付先電話番号

### [居住地マスタ]

1居住地郵便番号1～2、2居住地住所1～2、3居住地カナ氏名、4居住地漢字氏名

### [口座マスタ]

1金融機関コード、2支店コード、3金融機関名、4金融機関名カナ、5支店名、6支店名カナ、7出張所区分、8口座種別、9口座種別名称、10口座番号、11口座名義人カナ、12口座名義人漢字

### [現況履歴]

1判定結果、2発行年月日、3提出年月日、4審査決定年月日、5所得判定対象者、6現況番号

### [適用除外](法第13条の3関連)

1区分、2現況年度、3五年等経過月、4事前通知発送日、5適用除外事由、6適用除外届提出日、7適用除外届番号、8適用除外認定日、9適用除外フラグ、10督促日、11メモ、12来庁日

### [支給情報]

1支払期、2振込年月日、3振込金額、4支払区分、5調整前振込金額、6調整金額、7振込不能フラグ、8支給区分

### [過払情報]

1未調整額、2調整全額、3調整済額、4調整債権区分、5債権未納額、6債権返納済額、7債権全額、8過払全額、9過払番号

### [過払月額]

1枝番、2過払金額、3過払番号、4対象年月

### [調整月額]

1調整対象年月、2調整金額、3過払番号

### [債権情報]

1履行延期承認日、2不能欠損日、3不能欠損額、4納期限日、5調定番号、6事実発生日、7債務承認日、8債権者、9過払番号、10一括入金済フラグ

### [債権計画]

1利息フラグ、2履行延期承認日、3返納予定全額、4返納月額、5返納期間終了年月、6返納期間開始年月、7返納回数、8納期限日、9督促状発送日、10債権者、11計画番号、12過払番号

### [債権計画月別]

1返納予定年月、2返納予定月額、3納付書番号、4納期限日、5督促状発送日、6督促状発行日、7時効起算日、8計画番号、9過払番号



## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	こども手当情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長、各区区民課長、各支所区民センター室長
個人情報ファイルの利用目的	当該支援業務における情報の管理
記録項目	別紙のとおり
記録範囲	こども手当受給者、対象児童、配偶者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	431,000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出等
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (1)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (2)川崎区役所区民課住民記録第2係 (3)大師支所区民センター (4)田島支所区民センター (5)幸区役所区民課住民記録第2係 (6)中原区役所区民課住民記録第2係 (7)高津区役所区民課住民記録第2係 (8)宮前区役所区民課住民記録第2係 (9)多摩区役所区民課住民記録第2係 (10)麻生区役所区民課住民記録第2係
	(所在地) (1)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 (2)〒210-8570 川崎市川崎区東田町8 (3)〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1 (4)〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7 (5)〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1 (6)〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245 (7)〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 (8)〒216-8570 川崎市宮前区2-20-5 (9)〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 (10)〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1
	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備	考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【識別情報】

1個人番号

### 【資格管理情報】

1認定番号、2申請種別、3申請理由、4申請年月日、5申請事由発生日、6決定結果、7決定日、8決定理由、9履歴開始年月日、10被用区分、11手当区分、12受給者区分、13手当月額、14住所要件、15施設コード、16施設種類、17施設名、18 3歳未満児童数、19 3歳以上12歳年度末未満児童数、20 12歳年度末以上15歳年度末未満児童数、21算定対象児童数、22銀行コード、23支店コード、24口座番号、25口座種別、26口座名義人カナ氏名、27送付先郵便番号、28送付先住所、29送付先方書、30送付先氏名、31送付先カナ氏名、32居住地郵便番号、33居住地住所、34居住地方書、35居住地氏名、36居住地カナ氏名、37未提出現況、38未解除差止、39児童住民コード、40児童続柄、41算定対象該当日、42算定対象当事由、43支給対象該当日、44支給対象当事由、45算定対象非該当日、46算定対象非該当事由、47支給対象非該当日、48支給対象非該当事由、49同居区分、50別居区分、51監護区分、52生計関係、53 3歳到達日、54 12歳到達日、55留学開始日、56留学終了日、57差止理由、58差止決定年月日、59差止対象年度、60差止開始年月、61差止解除年月日、62時効年月日、63現況年度、64発行年月日、65現況番号、66提出年月日、67判定結果、68判定日、69メモ

### 【支給関係情報】

1支払期、2振込年月日、3振込金額、4支払区分、5調整前振込金額、6調整金額、7振込不能フラグ、8支給区分、9第1子3歳未満児童数、10第2子3歳未満児童数、11第3子以降3歳未満児童数、12第1子3歳以上児童数、13第2子3歳以上児童数、14第3子以降3歳以上児童数、15第1子小学校修了後中学校修了前児童数

### 【口座登録・連携ファイル関係情報】

1金融機関コード、2金融機関名(カナ)、3店番、4支店名(カナ)、5預貯金種目コード、6口座番号、7名義人氏名(カナ)、8記号、9番号

### 【申請管理システム関係情報】

1署名データ、2署名用電子証明書、3電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別)、4シリアル番号紐付ファイル(シリアル番号、宛番号、削除フラグ、登録ユーザID、登録ユーザ名称、登録日時、更新ユーザID、更新ユーザ名称、更新日時、排他キー)、5点検完了資料情報ファイル(親フォルダID、フォルダID、資料ID、帳票グループID、帳票種別ID、イメージファイル名称、イメージファイルパス、予備項目文字列1、予備項目文字列2、予備項目文字列3、予備項目文字列4、予備項目文字列5、予備項目文字列6、予備項目文字列7、予備項目文字列8、予備項目文字列9、予備項目文字列10、《サービス検索・電子申請機能の申請書様式において、申請者に記載をを求める項目を追記してください。》)、6申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、電話番号(連絡先)、メールアドレス(連絡先)、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、郵便番号、現住所、申請者電話番号、FAX番号、国籍、《サービス検索・電子申請機能の申請書様式において、申請者に記載をを求める項目を追記してください。》)

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長、各区区民課長、各支所区民センター室長
個人情報ファイルの利用目的	「児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理」「児童手当又は特例給付の審査及び認定」「児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理」「子育て世帯生活支援特別給付金情報の管理」「子育て世帯生活支援特別給付の審査及び認定」「子育て世帯生活支援特別給付金情報」等の業務を行うため。
記録項目	別紙参照
記録範囲	児童手当受給者、対象児童、配偶者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	431,000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出等
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称)</p> <p>(1) こども未来局こども支援部こども家庭課  (2) 川崎区役所区民課住民記録第2係  (3) 大師支所区民センター  (4) 田島支所区民センター  (5) 幸区役所区民課住民記録第2係  (6) 中原区役所区民課住民記録第2係  (7) 高津区役所区民課住民記録第2係  (8) 宮前区役所区民課住民記録第2係  (9) 多摩区役所区民課住民記録第2係  (10) 麻生区役所区民課住民記録第2係</p> <p>(所在地)</p> <p>(1) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  (2) 〒210-8570 川崎市川崎区東田町8  (3) 〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1  (4) 〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7  (5) 〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1  (6) 〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245  (7) 〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1  (8) 〒216-8570 川崎市宮前区2-20-5  (9) 〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1  (10) 〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1</p> <p>※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)  (名称) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)  (所在地) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地</p>
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備	考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【識別情報】

1個人番号

### 【資格管理情報】

1認定番号、2申請種別、3申請理由、4申請年月日、5申請事由発生日、6決定結果、7決定日、8決定理由、9履歴開始年月日、10被用区分、11手当区分、12受給者区分、13手当月額、14住所要件、15施設コード、16施設種類、17施設名、18 3歳未満児童数、19 3歳以上12歳年度末未満児童数、20 12歳年度末以上15歳年度末未満児童数、21算定対象児童数、22銀行コード、23支店コード、24口座番号、25口座種別、26口座名義人カナ氏名、27送付先郵便番号、28送付先住所、29送付先方書、30送付先氏名、31送付先カナ氏名、32居住地郵便番号、33居住地住所、34居住地方書、35居住地氏名、36居住地カナ氏名、37未提出現況、38未解除差止、39児童住民コード、40児童続柄、41算定対象該当日、42算定対象該当事由、43支給対象該当日、44支給対象該当事由、45算定対象非該当日、46算定対象非該当事由、47支給対象非該当日、48支給対象非該当事由、49同居区分、50別居区分、51監護区分、52生計関係、53 3歳到達日、54 12歳到達日、55留学開始日、56留学終了日、57差止理由、58差止決定年月日、59差止対象年度、60差止開始年月、61差止解除年月日、62時効年月日、63現況年度、64発行年月日、65現況番号、66提出年月日、67判定結果、68判定日、69メモ

### 【支給関係情報】

1支払期、2振込年月日、3振込金額、4支払区分、5調整前振込金額、6調整金額、7振込不能フラグ、8支給区分、9 第1子3歳未満児童数、10 第2子3歳未満児童数、11 第3子以降3歳未満児童数、12 第1子3歳以上児童数、13 第2子3歳以上児童数、14 第3子以降3歳以上児童数、15 第1子小学校修了後中学校修了前児童数、

### 【口座登録・連携ファイル関係情報】

1金融機関コード、2金融機関名(カナ)、3店番、4支店名(カナ)、5預貯金種目コード、6口座番号、7名義人氏名(カナ)、8記号、9番号

### 【申請管理システム関係情報】

1署名データ、2署名用電子証明書、3電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別)、4シリアル番号紐付ファイル(シリアル番号、宛名番号、削除フラグ、登録ユーザID、登録ユーザ名称、登録日時、更新ユーザID、更新ユーザ名称、更新日時、排他キー)、5点検完了資料情報ファイル(親フォルダID、フォルダID、資料ID、帳票グループID、帳票種別ID、イメージファイル名称、イメージファイルパス、予備項目文字列1、予備項目文字列2、予備項目文字列3、予備項目文字列4、予備項目文字列5、予備項目文字列6、予備項目文字列7、予備項目文字列8、予備項目文字列9、予備項目文字列10、《サービス検索・電子申請機能の申請書様式において、申請者に記載を求める項目を追記してください。》)、6申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、電話番号(連絡先)、メールアドレス(連絡先)、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、郵便番号、現住所、申請者電話番号、FAX番号、国籍、《サービス検索・電子申請機能の申請書様式において、申請者に記載を求める項目を追記してください。》)

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長、各区児童家庭課長、各地区健康福祉ステーション所長
個人情報ファイルの利用目的	母子父子寡婦福祉資金貸付者の申請書類等の管理
記録項目	別紙のとおり
記録範囲	母子父子寡婦福祉資金貸付者の申請書類等の管理
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	約18,000人
記録情報の収集方法	必要に応じて随時、本人から直接聞き取りまたは申請書等から読み取り
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称)</p> <p>(1) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当  (2) 川崎区役所児童家庭課  (3) 幸区役所児童家庭課  (4) 中原区役所児童家庭課  (5) 高津区役所児童家庭課  (6) 宮前区役所児童家庭課  (7) 多摩区役所児童家庭課  (8) 麻生区役所児童家庭課  (9) 大師地区健康福祉ステーション  (10) 田島地区健康福祉ステーション</p> <p>(所在地)</p> <p>(1) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  (2) 〒210-8570 川崎市川崎区東田町8  (3) 〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1  (4) 〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245  (5) 〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1  (6) 〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5  (7) 〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1  (8) 〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1  (9) 〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1  (10) 〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7</p> <p>※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)  (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)  (所在地) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地</p>
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	特になし
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備	考



## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【戸籍の事項】

1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5国籍、6本籍、7親族、8続柄、9個人番号、10婚姻

### 【経歴】

1学業成績、2職業、3職位

### 【心身】

1健康状態

### 【財産状況】

1資産内容、2収入

### 【その他】

1暮らし向き、2公的扶助

### 【申請管理情報】

1氏名、2生年月日、3年齢、4性別、5住所、6住民日、7消除日、8所管区、9業務、10事業、11貸付区分(貸付情報)、12資金種別、13貸付番号、14貸付金額(申請内容)、15申請種別、16申請理由、17新生年月日、18資金区分、19担当所管区、20資金種別、21交付継続有無、22集計区分、23貸付番号、24貸付申請年月日、25貸付決定年月日、26利率、27貸付理由、28償還者、29旧貸付番号、30児童貸付、31父母のいない児童、32初回交付年月日(申請者情報)、33本籍郵便番号、34本籍住所、35本籍方書(連帯借主情報)、36本籍郵便番号、37本籍住所、38本籍方書(連帯保証人情報)、39本籍郵便番号、40本籍住所、41本籍方書(学校情報マスタ検索)、42修学施設(学校情報)、43学校種別、44学年、45自宅外、46学校名(貸付内容)、47貸付期間開始、48貸付期間終了、49月額、50貸付方法、51貸付期間追加、52貸付合計金額、53据置開始年月、54据置月数、55初回振込日(進達内容)、56進達年月日(決定内容)、57決定年月日、58決定結果、59決定理由、59決定理由詳細(貸付関係者(福祉世帯情報)、60関係者名称、61氏名、62年齢、63本人から見た続柄(口座情報)、64交付講座登録、65償還講座登録(交付明細)(変更内容情報)、66変更内容、67申請年月日、68申請理由(進達内容情報)、69進達年月日(交付内容)、70年月、71枝番、72金額、73児童加算、74合計、75貸付予定、76貸付年月日(償還台帳)(償還基本情報)、77償還決定日、78償還期間開始、79償還期間終了、80償還方法、81毎回賦金、82最終回賦金、83償還者、84連帯借主、85保証人、86償還予定額、87償還額、88収納額、89免除・欠損額、90償還残額(償還台帳)、91償還台帳、92償還回数、93請求年月、94元金、95利子、96合計、97償還済、98償還残、99状態、100納付書発行(所得情報)、101氏名、102宛名コード、103受給者との関係、104生年月日、105性別、106マスタ、107課税区分(メモ情報)、108入力日、109入力時間、110入力担当者、111有効期間、112内容(メモ情報履歴)、113入力日時、114入力担当者、115内容(文書履歴)、116No、117消込キー、118文書番号、119通知書番号、120自由区分、121事由、122処理日、123調定、124賦課、125月別、126元金、127利子、128違約金、129送付先氏名、130送付先住所(文書履歴一覧)、131担当所管区、132No、133文書種類、134消込キー、135事由区分、136事由(現況情報)、137未提出、138書類名、139提出日(提出書類管理)、140督促日、141提出書類、142未提出、143書類名、144提出日(住所管理)(送付先住所情報)、145有効期間、146郵便番号、147住所、148方書、149カナ氏名、150氏名、151電話番号、152続柄、153公開/非公開(居住地情報)、154住所、155カナ氏名、156氏名(連絡先管理)(本人連絡先)、157優先順位、158自宅電話番号、159携帯電話番号、160FAX番号、161勤務先、162勤務先電話番号、163勤務先FAX番号、164メールアドレス、165種別、166連絡先、167備考(緊急連絡先)、168優先順位、169カナ氏名、170漢字氏名、171続柄、172郵便番号、173住所、174方書、175自宅電話番号、176携帯電話番号、177FAX番号、178勤務先、179勤務先電話番号(生活保護情報)、180所管区、181ケース番号、182マスタ区分、183(他)所管、184世帯番号、185生保開始日、186生保喪失日、187停止開始日、188停止終了日

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童福祉法に基づく措置等に関する情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当課長、各児童相談所長、各区地域みまもり支援センター地域支援課長・各地区健康福祉ステーション地域支援・児童家庭担当課長
個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法に基づく適正な措置の決定及び実施、保護措置費の支弁、費用徴収認定等を行うため。
記 録 項 目	1住民番号、2世帯番号、3履歴番号、4氏名(漢字・カナ)、5生年月日、6年齢、7性別、8郵便番号、9住所、10個人番号、11親族、12続柄、13電話番号、14申請内容、15申請理由、16申請日、17所管名(児童相談所・福祉事務所)、18職権の有無、19決定日、20決定理由、21決定結果、22施設名印刷の有無、23文書番号、24入所施設名、25施設種別、26入所者番号、27措置開始日、28措置解除日、29措置延長(開始日・終了日)、30措置停止(開始日・終了日)、31学年、32高校種別、33虐待の有無、34扶養義務者所得税額、35扶養義務者市町村民税額、36徴収金階層、37徴収金適用年月日、38生活保護受給状況、39障害の有無(各種障害手帳交付の有無)、40きょうだい加算の有無、41徴収金階層変更理由、42徴収金減免内容、43徴収金減免開始日、44徴収金減免終了日、45受診券情報(受給者番号、交付年月日・交付番号・有効期限)、46公費負担者番号、47保険証の有無、48保険者情報(保険者名・交付年月日・交付番号・有効期限)、49出産予定日、50分娩日、51新生児数、52出産育児一時金、53調停年度、54納入通知書番号、55納入額、56納期限、57未納額、58収入種別名称、59納付日、60督促状送付日、61レスパイト状況(レスパイト先・開始日・終了日)
記 録 範 囲	当該業務に係る児童、本人、保護者、同一世帯者、親族及び関係者等
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1600人
記録情報の収集方法	本人からの直接提出、申請書等の提出、本人以外からの法令に基づく収集、本人の同意に基づく収集(収集の時期は随時)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	本人または保護者に対する費用徴収認定事務を適切に行うにあたり、児童、本人、保護者、同一世帯者の障害等に係る要配慮個人情報を保有することが必要な場合がある。
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当、各児童相談所、各区役所地域みまもり支援センター地域支援課、各地区健康福祉ステーション地域支援・児童家庭担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地、〒212-0058 川崎市幸区鹿島田1丁目21番9号、〒213-0011 川崎市高津区久本1丁目4番1号、〒214-0038 川崎市多摩区生田7丁目18番2号、〒210-8570 川崎区東田町8番地、〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1、〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7、〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1、〒211-8570 中原区小杉町3-245、〒213-8570 高津区下作延2-8-1、〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5、〒214-8570 多摩区登戸1775-1、〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	母子管理関係ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長、各区地域みまもり支援センター地域支援課長、各地区健康福祉ステーション地域支援・児童家庭担当課長
個人情報ファイルの利用目的	妊産婦、乳幼児を登録管理することにより、妊娠、出産及び乳幼児期における一貫した保健指導及び適切な措置が行われるようにする。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5親族、続柄、6個人番号、7病歴、8検査結果、9保健指導等、10受診歴、11電話番号
記録範囲	市内在住の妊産婦及び乳幼児
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	150,000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出、法令に基づく収集、本人の同意に基づく収集(収集の時期は随時)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	保健所等において、実施機関独自の事業として実施する健診、及びその結果に基づいて行う保健師等による保健指導等では、受診者等の症状等に合わせた的確な保健指導等を行うことが重要であり、受診者等の要配慮個人情報を保有することが必要な場合がある(保健指導の中で受ける相談については、類型1に分類する。)
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称)①こども未来局こども支援部児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当、②川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課、③大師地区健康福祉ステーション、④田島地区健康福祉ステーション、⑤幸区役所地域みまもり支援センター地域支援課、⑥中原区役所地域みまもり支援センター地域支援課、⑦高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課、⑧宮前区役所地域みまもり支援センター地域支援課、⑨多摩区役所地域みまもり支援センター地域支援課、⑩麻生区役所地域みまもり支援センター地域支援課</p> <p>(所在地)①〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1、②〒210-8570 川崎市川崎区東田町8、③〒210-0812川崎市川崎区東門前2-1-1、④〒210-0852川崎市川崎区鋼管通2-3-7、⑤〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1、⑥〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245、⑦〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1、⑧〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5、⑨〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1、⑩〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1</p> <p>※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)  (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)  (所在地)川崎市川崎区宮本町1番地</p>
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	未熟児医療情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長、各区地域みまもり支援センター児童家庭課長
個人情報ファイルの利用目的	未熟児養育医療対象者の検索及び助成金関係基礎資料の作成等
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5親族、続柄、6個人番号、7検査結果、8受診歴、9医師の指導等、10資産内容、11収入、12電話番号
記録範囲	未熟児養育医療受給者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1,900人
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出、法令に基づく収集、本人の同意に基づく収集(収集の時期は随時)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	対象の症状を持つ市民に対して、受給対象要件を満たすか等の判断を行う場合に、その申請等に当たって要配慮個人情報を保有することが必要な場合がある。
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称)①こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当、②川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、③幸区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、④中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑤高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑥宮前区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑦多摩区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑧麻生区役所地域みまもり支援センター児童家庭課</p> <p>(所在地)①〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1、②〒210-8570 川崎市川崎区東田町8、③〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1、④〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245、⑤〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1、⑥〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5、⑦〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1、⑧〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1</p> <p>※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します)。  (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)  (所在地)川崎市川崎区宮本町1番地</p>
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自立支援医療給付情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長、各区地域みまもり支援センター児童家庭課長
個人情報ファイルの利用目的	自立支援(育成)医療対象者の検索及び助成金関係基礎資料の作成、通知作成等
記 録 項 目	1. 氏名(漢字・カナ)、2. 生年月日、3. 年齢、4. 性別、5. 郵便番号、6. 住所、7. 住民コード、8. 受給者番号、9. 電話番号、10. 保護者情報(氏名、郵便番号、住所、住民コード、電話番号)、11. 住記管区、12. 公費負担者番号、13. 受診医療機関、14. 保険者情報、15. 診療情報、16. 公費負担金額、17. 自己負担金額、18. 高額療養費額、19. 付加給付額、20. 申請種別、21. 申請理由、22. 申請日、23. 自由発生日、24. 決定結果、25. 税審査日、26. 重度かつ継続の該当(該当の有無・該当理由)、27. 所得区分、28. 世帯内の最多収入額、29. 所得割合計、30. 生活保護受給の有無、31. 自己負担上限額、32. 障害の種類、33. 医療の方針、34. 有効期間
記 録 範 囲	自立支援(育成)医療受給者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1,200人
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出、法令に基づく収集、本人の同意に基づく収集(収集の時期は随時)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	対象の障害等を持つ市民に対して、受給対象要件を満たすか等の判断を行う場合に、その申請等に当たって要配慮個人情報を保有することが必要な場合がある。
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)①こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当、②川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、③幸区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、④中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑤高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑥宮前区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑦多摩区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑧麻生区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 (所在地)①〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1、②〒210-8570 川崎市川崎区東田町8、③〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1、④〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245、⑤〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1、⑥〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5、⑦〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1、⑧〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
行政機関等匿名加工情報の概要	—

作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を することができる期間	—
備 考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	出産・子育て応援事業情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長、各区地域みまもり支援センター地域支援課長、各地区健康福祉ステーション地域支援・児童家庭担当課長
個人情報ファイルの利用目的	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育て応援給付金を支給する出産子育て応援事業を実施する
記録項目	1.住民番号、2.世帯番号、3.氏名(漢字・カナ)、4.生年月日、5.年齢、6.性別、7.郵便番号、8.住所、9.電話番号、10.メールアドレス、11.母子手帳番号、12.妊娠届出種別、13.妊娠届出日、14.出産予定日、15.妊娠週数、16.出産経験、17.出産応援ギフト案内日、18.出産応援ギフト申請日、19.出産応援ギフト支給日、20.子育て支援ギフト案内日、21.子育て支援ギフト申請日、22.子育て支援ギフト支給日、23.面接方法、24.面接日、25.アンケート抽出日、26.アンケート受領日、27.アンケート対応日、28.アンケート対応方法、29.訪問種別、30.訪問日、31.住民異動区分、32.住民異動日、33.転入前住所、34.転出後住所、35.振込口座情報(銀行名、支店名、口座名義人)、36.妊婦健診記録
記録範囲	出産・子育て応援事業支援対象者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	30,000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出、本人の同意に基づく収集(収集の時期は随時)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	出産子育て応援事業の実施にあたり、妊産婦等から相談、陳情、要望等があった場合、その内容に関し、実施機関の十分な理解と適切な対応を期待して、相談者等から提供される情報に要配慮個人情報が含まれることが考えられる。 この要配慮個人情報は、相談者等が自らの意思によって提供するものであり、各実施機関が保有することはやむを得ないものである。
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)①こども未来局こども支援部児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当、②川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課、③大師地区健康福祉ステーション、④田島地区健康福祉ステーション、⑤幸区役所地域みまもり支援センター地域支援課、⑥中原区役所地域みまもり支援センター地域支援課、⑦高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課、⑧宮前区役所地域みまもり支援センター地域支援課、⑨多摩区役所地域みまもり支援センター地域支援課、⑩麻生区役所地域みまもり支援センター地域支援課 (所在地)①〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1、②〒210-8570 川崎市川崎区東田町8、③〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1、④〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245、⑤〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1、⑥〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5、⑦〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1、⑧〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)子ども未来局子ども支援部児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備	考



## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	小児慢性特定疾病情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長、各区地域みまもり支援センター児童家庭課長
個人情報ファイルの利用目的	小児慢性特定疾病受給者の検索及び助成金関係基礎資料の作成、通知作成等
記録項目	1.住民番号、2.世帯番号、3.氏名(漢字・カナ)、4.生年月日、5.年齢、6.性別、7.郵便番号、8.住所、9.住基管区、10.減異動事由、11.減異動日、12.増異動事由、13.増異動日、14.履歴番号、15.担当所管区、16.申請日、17.申請種別、18.申請理由、19.決定日、20.決定結果、21.決定理由、22.受給者番号、23.有効期間(開始・終了)、24.所得区分、25.自己負担上限月額、26.減免区分、27.減免前自己負担上限月額、28.保険区分、29.生保該当有無、30.所得割額合計、31.人工呼吸器装着有無、32.高額かつ長期該当有無、33.世帯内按分該当有無(小児慢性・指定難病)、34.重症度区分、35.被保険者住民番号、36.被保険者氏名(漢字・カナ)、37.保険者番号、38.保険者住所、39.記号番号、40.保険者名、41.保護者住民番号、42.保護者続柄、43.保護者郵便番号、44.保護者郵便番号、45.保護者住所、46.保護者氏名(漢字・カナ)、47.保護者連絡先(自宅・携帯・勤務先・メールアドレス)、48.ヒト成長ホルモン使用有無、49.重症申請有無、50.審査会日、51.疑義有無、52.高額適用区分、53.公費負担番号、54.不承認理由、55.加入保険証情報(記号・番号)、56.届出郵便番号、57.届出住所、58.届出氏名(漢字・カナ)、59.病名(正式名称・略称)、60.疾患群、61.受診先医療機関名、62.受診先医療機関番号、63.受診先医療機関区分
記録範囲	小児慢性特定疾病受給者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	6,500人
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出、法令に基づく収集、本人の同意に基づく収集(収集の時期は随時)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	特定の疾患を持つ市民等に対して、小児慢性特定疾病医療費支給制度の受給対象要件を満たすかの判断を行う場合に、その申請等に当たって要配慮個人情報を保有することが必要
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)①こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当、②川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、③幸区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、④中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑤高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑥宮前区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑦多摩区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑧麻生区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 (所在地)①〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1、②〒210-8570 川崎市川崎区東田町8、③〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1、④〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245、⑤〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1、⑥〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5、⑦〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1、⑧〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備	考

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新生児スクリーニング
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長
個人情報ファイルの利用目的	検査の実施状況及び結果を確認し、適切な指導等を実施する
記 録 項 目	1.氏名、2.生年月日、3.保護者氏名、4.続柄、5.保護者住所、6.保護者電話番号、7.採血医療機関情報(医療機関名・所在地・電話番号)、8.検査結果、9.精査担当医療機関情報、10.検査実施日時
記 録 範 囲	川崎市内で出生した乳幼児で、保護者の同意が得られた者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	51,200人
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出(収集の時期は随時)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	保健所等において、実施期間独自の事業として実施する健診、及びその結果に基づいて行う保健師等による保健指導等では、受診者等の症状等に合わせた的確な保健指導等を行うことが重要であり、受診者等の要配慮個人情報を保有することが必要な場合がある。(保健指導の中で受ける相談については、類型1に分類する)
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
	(所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定不妊治療費助成事業情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長、各区地域みまもり支援センター児童家庭課長
個人情報ファイルの利用目的	特定不妊治療費助成対象者の検索及び助成金支給実績の管理
記 録 項 目	1.年度、2.受付番号、3.受理日、4.決定日、5.支払日、6.夫氏名、7.夫生年月日、8.夫年齢、9.妻氏名、10.妻生年月日、11.妻年齢、12.住所、13.金融機関コード、14.銀行名、15.支店コード、16.支店名、17.預金種別、18.口座番号、19.口座名義、20.年度内回数(今回含)、21.通算年度(今回含)、22.初回助成年齢、23.通算回数、24.治療方法、25.決定金額、26.医療機関住所、27.医療機関名、28.体外受精該当・非該当、29.顕微授精該当・非該当、30.男性不妊該当・非該当、31.精子回収該当・非該当、32.治療開始日、33.治療終了日、34.治療終了日が令和3年1月1日以降に該当・非該当、35.所得合計額730万円以上該当・非該当、36.回数リセット該当・非該当、37.事実婚該当・非該当、38.症例、39.症例No、40.特定不妊治療費、41.男性不妊治療費、42.納品日、43.治療開始日の妻の年齢、44.治療費合算、45.特例該当・非該当治療開始日、46.絶対番号、47.採卵開始日、48.採卵終了日、49.移植開始日、50.移植終了日、51.凍結日、52.治療終了日から受理日の期間、53.円滑な移行支援分該当・非該当、54.年齢要件該当・非該当
記 録 範 囲	特定不妊治療費
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	34,400人
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出、本人の同意に基づく収集(収集の時期は随時)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	特定不妊治療を行った市民等に対して、受給対象要件を満たすかの判断を行う場合に、その申請等に当たって要配慮個人情報を保有することが必要な場合がある。
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)①こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当、②川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、③幸区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、④中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑤高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑥宮前区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑦多摩区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、⑧麻生区役所地域みまもり支援センター児童家庭課  (所在地)①〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1、②〒210-8570 川崎市川崎区東田町8、③〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1、④〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245、⑤〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1、⑥〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5、⑦〒214-8570 多川崎市麻区登戸1775-1、⑧〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1  ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦健康診査事業情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長
個人情報ファイルの利用目的	妊婦健康診査助成対象者の検索や助成金支給実績の管理及び必要時の適切な保健指導等の実施
記 録 項 目	1.年度、2.連番、3.母子手帳番号、4.申請日、5.受理日、6.決定日、7.通知発送日、8.支払日、9.申請受理日から支払までの日数、10.領収書原本、11.申請者氏名、12.申請者氏名フリガナ、13.旧姓、14.郵便番号、15.現住所、16.転出入該当・非該当、17.川崎在住時住所、18.金融機関コード、19.金融機関名、20.支店コード、21.支店名、22.預金種目、23.口座番号、24.口座名義、25.振込先口座委任有無、26.合計払戻金額、27.払戻金額、28.多胎分払戻金額、29.領収書日付、30.領収書金額、31.払戻金額、32.不承認該当・非該当、33.不承認事由、34.生年月日、35.出産予定日、36.電話番号、37.検査項目、38.実施年月日、39.実施機関の名称、40.実施機関の所在地、41.医師の氏名、42.券種
記 録 範 囲	妊婦健康診査を受けた市在住の人
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	72,400人
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出、本人の同意に基づく収集(収集の時期は随時)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	保健所等において、実施機関独自の事業として実施する健診、及びその結果に基づいて行う保健師等による保健指導等では、受診者等の症状等に合わせた確かな保健指導等を行うことが重要であり、受診者等の要配慮個人情報を保有することが必要な場合がある(保健指導の中で受ける相談については、類型1に分類する。)。また、妊婦健康診査を受診した市民等に対して、受給対象要件を満たすかの判断を行う場合に、その申請等に当たって要配慮個人情報を保有することが必要な場合がある。
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
	(所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊娠・出産包括支援事業情報ファイル
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
保有個人情報等管理責任者	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長
個人情報ファイルの利用目的	妊娠や出産に関する個別相談や妊婦等を対象とした育児知識の普及および情報提供、その他妊産婦等の支援ニーズに応じた必要な支援につなげることで、妊娠から出産までの切れ目のない支援を提供する
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4保健指導等、5収入、6病歴、7健診結果、8医師の指導
記録範囲	妊娠・出産包括支援事業の利用者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	15,000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出に基づく収集(収集の時期は随時)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	市民等から相談、陳情、要望等があった場合、その内容に関し、実施機関の十分な理解と適切な対応を期待して、相談者等から提供される情報に要配慮個人情報が含まれることが考えられる。 この要配慮個人情報は、相談者等が自らの意思によって提供するものであり、各実施機関が保有することはやむを得ないものである。
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
	(所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	